

## 排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程

平成18年3月17日 国土交通省告示第348号 国土交通大臣 北側 一雄

最終改正平成24年3月23日 国土交通省告示第318号 国土交通大臣 前田 武志

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程を次のように定める。

### (目的)

第一条 この告示は、建設機械の排出ガス低減性能に資する建設機械の指定等を実施することにより、排出ガス対策型建設機械に対する国民の関心と理解を深め、国民の選択を通じて排出ガス低減性能の高い建設

機械の普及を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この告示において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条第一項に規定する建設機械（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する特定特殊自動車を除く。）をいう。

2 この告示において「排出ガス」とは、建設機械の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、黒煙をいう。

3 この告示において「原動機」とは、建設機械に搭載される原動機及びそれと一体として搭載される排出ガスの発散防止装置（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に搭載される原動機及び同法第七十条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置並びに特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二条第一項に規定する特定特殊自動車に搭載される原動機及び同法第六条第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定原動機を除く。）をいう。

(原動機の型式認定)

第三条 国土交通大臣は、その型式が同大臣が定める基準（以下「排出ガス対策型原動機技術基準」という。）に適合し、かつ、均一性を有する原動機を排出ガス対策型原動機として認定することができる。

(原動機の認定の申請)

第四条 原動機の製作又は販売（以下「製作等」という。）を業とする者で前条の規定による型式の認定（以下「型式認定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第一…省略）を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 申請に係る原動機の名称及び型式
  - 三 申請に係る原動機の製作を業とする者にあつては、主たる製作工場の名称及び所在地
  - 四 その他必要な事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 申請に係る原動機の構造及び性能を記載した書面

- 二 申請に係る原動機の外觀図
- 三 排出ガス対策型原動機技術基準に適合することを証する書面
- 四 申請に係る原動機の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格 Q 九〇〇一の規定に適合しており、かつ、申請に係る原動機が前項第二号の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
- 五 申請に係る原動機を取り付けることができる建設機械の範囲を限定する場合においては、その範囲
- 六 申請に係る原動機の点検整備方式を記載した書面
- 七 申請に係る原動機の製作を業とする者から当該原動機を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- 八 その他国土交通大臣が定める書面
- 三 国土交通大臣は、前二項に定めるもののほか、型式認定に関し必要があると認めるときは、当該型式認定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（認定の通知）

第五条 国土交通大臣は、第三条の規定により認定した排出ガス対策型原動機（以下「認定原動機」という。）の型式認定を行ったときは、当該型式認定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

（認定番号等の告示）

第六条 国土交通大臣は、型式認定をし、又はその認定を取り消した場合においては、当該原動機の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該原動機の名称及び型式並びに認定番号を告示するものとする。

2 国土交通大臣は、第八条第一項の規定による届出が、第四条第一項第一号又は第二号に関するものである場合においては、その旨を告示するものとする。

（変更の認定）

第七条 原動機の型式認定を受けた者は、第四条第二項各号（第四号及び第七号を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 第三条から前条第一項までの規定は、前項の規定による書面の記載事項の変更について準用する。

（変更の届出）

第八条 原動機の型式認定を受けた者は、第四条第一項第一号から第三号又は同条第二項第四号に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第二一（省略）による届出書を、遅滞なく国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 原動機の型式認定を受けた者は、当該認定原動機の製作等をしなくなったときは、その時から三十日以内にその旨を記載した様式第三（省略）による届出書を、国土交通大臣に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第九条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定原動機の型式認定を取り消すことができる。

一 認定原動機が排出ガス対策型原動機技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたとき。

二 第七条第一項の規定による変更の認定を受けなければならない場合において、その認定を受けなかつたとき。

三 不正の手段により型式認定を受けたとき。

四 認定原動機の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

2 第五条及び第六条の規定は、国土交通大臣が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(認定原動機とみなす物)

第十条 次に掲げる物は、第十一条、第十二条第一項第三号及び第十七条第一項の規定の適用については、認定原動機とみなす。

一 定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満の軽油を燃料とする原動機であつて、道路運

送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第四十一条第一

項第十五号、第二十号及び第二十一号並びに同条第二項第一号の基準に適合し、かつ、道路運送車両

法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置

二 定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満の軽油を燃料とする原動機であつて、特定特

殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第六条第一項の規定により型式指定を受けた特定原動機

三 定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満の軽油を燃料とする原動機であつて、特定特

殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成十八年三月二十八日経済産業省・

国土交通省・環境省告示第一号) 第十六条に規定する定格出力に応じて同等とみなす基準に該当する  
原動機

(建設機械の型式指定)

第十一条 国土交通大臣は、その型式が同大臣が定める基準（以下「排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械を排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

(建設機械の指定の申請)

第十二条 建設機械の製作等を業とする者で前条の規定による型式の指定（以下「型式指定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第四…省略）を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る建設機械の名称及び型式
- 三 申請に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号（ただし、当該認定原動機が型式



認定の申請中であるときは、当該型式認定申請書の写し)

- 四 申請に係る建設機械の製作を業とする者にあつては、主たる製作工場の名称及び所在地
- 五 その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 申請に係る建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面
- 二 申請に係る建設機械の外観図及び写真

三 排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面

四 申請に係る建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格

Q 9001 の規定に適合しており、かつ、申請に係る建設機械が前項第四号の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）

五 申請に係る建設機械の点検整備方式を記載した書面

六 申請に係る建設機械の製作を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

七 その他国土交通大臣が定める書面

3 国土交通大臣は、前二項に定めるもののほか、型式指定に関し必要があると認めるときは、当該型式指定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

(指定の通知)

第十三条 国土交通大臣は、第十一条の規定により指定した排出ガス対策型建設機械（以下「指定建設機械」という。）の型式指定を行ったときは、当該型式指定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

(指定番号等の告示)

第十四条 国土交通大臣は、型式指定をし、又はその指定を取り消した場合においては、当該建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該建設機械の名称及び型式並びに指定番号を告示するものとする。

2 国土交通大臣は、第十六条第一項の規定による届出が、第十二条第一項第一号又は第二号に関するものである場合においては、その旨を告示するものとする。

(変更の承認)

第十五条 建設機械の型式指定を受けた者は、第十二条第一項第三号又は同条第二項各号(第四号及び第六号を除く。)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通大臣の承認を受けなければならない。

2 第十一条から前条第一項までの規定は、前項の規定による書面の記載事項の変更について準用する。  
(変更の届出)

第十六条 建設機械の型式指定を受けた者は、第十二条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は同条第二項第四号に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第五(省略)による届出書を、遅滞なく国土交通大臣に届け出なければならない。

2 建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定建設機械の製作等をしなくなったときは、その時から三十日以内にその旨を記載した様式第六(省略)による届出書を、国土交通大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第十七条 国土交通大臣は、指定建設機械に搭載されている認定原動機が型式認定を取り消された場合にお

いては、当該指定建設機械の型式指定を取り消すものとする。

2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定建設機械の型式指定を取り消すことができる。

一 指定建設機械が排出ガス対策型建設機械技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたとき。

二 第十五条第一項の規定による変更の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 不正の手段により型式指定を受けたとき。

四 第十八条第一項ただし書の規定に反して表示を付したとき。

五 指定建設機械の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

3 第十三条及び第十四条の規定は、国土交通大臣が前二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(指定建設機械の表示等)

第十八条 建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定建設機械について、様式第七（省略）による表示を側面の見やすい箇所が付することができる。ただし、第十条第三号に規定する原動機を搭載した当該指定建設機械については、制作した台数が各年度ごとに三十台まで、累計百台までに限り、付することができる。

2 建設機械の型式指定を受けた者は、毎年度、当該指定建設機械の販売台数を当該年度終了後六十日以内に国土交通大臣に報告するものとする。

附 則（平成十八年三月十七日国土交通省告示三百四十八号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第十条第二号の規定中特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に係る部分は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日国土交通省告示三百十八号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第一（原動機の型式認定申請書）（第四条第一項関係）

原動機の型式認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住所

原動機の型式認定を受けたいので、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程第四条第一項の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請に係る原動機の名称及び型式
2. 主たる製作工場の名称及び所在地（原動機の製作を業とする者に限る。）
3. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）
4. その他必要な事項

備考

- （1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- （2）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

原動機の型式認定申請書に係る記載事項変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住所

原動機の型式認定申請書の記載事項に変更があつたので、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程第八条第一項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 認定原動機の名称及び型式
2. 認定番号
3. 変更事項及び変更事由
4. 変更年月日
5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）
6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第三（認定原動機に係る製作等の廃止届出書）（第八条第二項関係）

認定原動機に係る製作等の廃止届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住所

認定原動機の製作等をしなくなったため、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程第八条第二項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 認定原動機の名称及び型式
2. 認定番号
3. 廃止事由
4. 廃止年月日
5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）
6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。



様式第四（建設機械の型式指定申請書）（第十二条第一項関係）

建設機械の型式指定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住所

建設機械の型式指定を受けたいので、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程第十二条第一項の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式
2. 申請に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号
3. 主たる製作工場の名称及び所在地（建設機械の製作を業とする者に限る。）
4. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）
5. その他必要な事項

備考

- （1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- （2）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

建設機械の型式指定申請書に係る記載事項の変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住所

建設機械の型式指定申請書の記載事項に変更があつたので、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程第十六条第一項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 指定建設機械の名称及び型式
2. 指定番号
3. 変更事項及び変更事由
4. 変更年月日
5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）
6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第六（指定建設機械に係る製作等の廃止届出書）（第十六条第二項関係）

指定建設機械に係る製作等の廃止届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

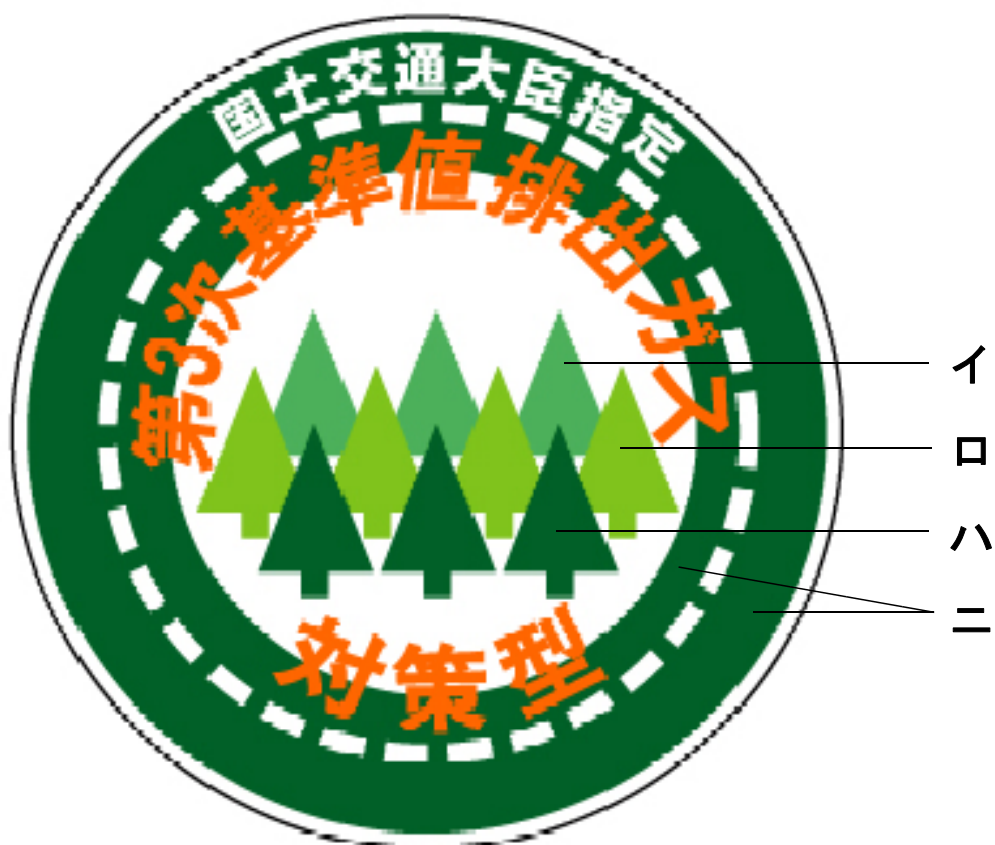
住所

指定建設機械の製作等をしなくなったため、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程第十六条第二項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 指定建設機械の名称及び型式
2. 指定番号
3. 廃止事由
4. 廃止年月日
5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）
6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。



- 備考 1 色彩は、イの部分で淡い緑色、ロの部分で黄緑色、ハ及びニの部分で緑色、「第3次基準値排出ガス対策型」の文字を橙色、「国土交通大臣指定」の文字及びその他の部分を白色とする。
- 2 外円の直径は 80mm 以上とする。